

9 家畜衛生総合対策

【5,370（5,833）百万円】

対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防のための取組と万一発生した場合におけるまん延防止対策を強化することにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

<背景／課題>

- ・昨年の我が国における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、本年4月に家畜伝染病予防法を改正し、「発生予防」、「早期通報」及び「迅速な初動対応」に重点を置いて防疫体制を強化しました。
- ・近隣のアジア諸国では依然としてこれらの疾病が発生し続けていることから、水際検疫を強化するとともに、国内に口蹄疫ウイルス等が侵入する危険性は引き続き高いという前提に立ち、発生予防のための取組及びまん延防止対策を強化することが必要です。

政策目標

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を強化

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5,200（5,792）百万円

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防を図るため、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことを受けて、生産者自らが地域の獣医師の指導を受けながら行う飼養衛生管理の向上のための取組を支援します。

(2) 口蹄疫の早期診断体制を整備し円滑な初動対応を行うため、遺伝子検査に必要な試薬を新たに製造し、家畜保健衛生所に配布します。

(3) 口蹄疫等の発生時には、発生初期から必要な防疫措置が迅速かつ的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費（移動制限に起因する売上減少額の補填を含む）の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。

補助率：10／10、1／2等
事業実施主体：都道府県、民間団体等

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 170（41）百万円

人の移動に起因する口蹄疫等の病原体の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭し、水際での防疫措置を強化します。

（事業実施主体：動物検疫所）

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-5994（直通））]